



郵便番号 812-8581

福岡市東区箱崎6丁目10番1号

九州大学石炭研究資料センター

電話 (092) 642- (ダイヤルイン)
FAX (092) 642-2507



昭和42年7月14日

株式会社 日生鉱業所
社長 大西重吉郎 殿

共同石炭鉱業株式会社
社長 入交太兵衛

御社よりの租賦権区域の閉山地区
による採掘権区域に変更のお慰い書

謹啓 日増しに窮乏にむかいます折から御社には、ますます御株員の
の段、心から喜び申し上げます。

昨年来、期待いたしておりました石炭政策もいよいよ実地を目前
にいたしております。

弊社も昨年来採炭40年に及びます鳥飼鉱業所を終業によります閉
山を無事実施いたし、日生鉱業所の操業に専念いたしてあり、石炭
政策の実地に最後の期待をかけ一日も実施の早やから人事を切詰
いたしております。この厳しい石炭業界の現状の中で今日まで経営存
続いたし得ましたのも一重に三井鉱山株式会社ならびに御社の御理
解と御援助の賜と厚く御礼申しあげます。

弊社、日生鉱業所も大正11年開坑以来50年のわたります間、た
びささります三井鉱山株式会社ならびに御社の御援助により今日
まで操業を続けさせていただいておりますが、厳しい石炭業界の状
勢の下に鳥飼閉山の影響を受け種々苦慮いたしてあり、石炭産業存
立の最後の機会とも考えられます石炭政策の適用を受けるべく弊社
といたしましても可能な限りの努力を払って参りましたが、その後
の情勢は現在の租賦権に基づく租賦区の範囲では石炭政策の内、安定

補給金の対象にしかならず、坑道掘進補助金ならびに弊社にとり
極めて重要な島田を中心としました。

合理化閉山に伴います異常集積（約4億円）の買代りは粗鉱権の
契約期間の制限により適用対象より除外される事が明白となり、
弊社にとりましては経営死活問題であり石炭政策を目前にしながら
経営崩壊のさざねならず、政策適用を受ければ経営存続の可能
性を信ずるだけに苦慮いたしております。弊社といたしましても
今後の石炭産業の趨勢は決して利益を求める場とは考えておらず
また、その様な悠長な時代でない事を万々承知いたしております
むしろ、この新しい時代に最後まで山と運命を共にいたしてあり
ます従業員700名の生活の基を確保し、その中に培れた労使の
協力と技術を生かす場を存続する中に石炭エネルギー確保のため
に努力し、炭鉱人としての生活の基を崩壊させぬ事に企業存続の
価値を見出したとの念願でございます。

まことに御手をお願いで申しわけございませんが何卒日百鉱業所
の経営存続のための石炭政策の適用を受ける事が可能になります
ために御社の御計画にお賛成なければ現在御社より許可いただ
いてあります粗鉱権区域を掘進増区の形式によりまして掘進区域に
御変更いただく事を御許可願成ります様、伏してお願ひ申しあげ
ます。

これまでも随分御援助御指導いただき、この様なお願いをいたし
ますことは、おわびの申し様もございませんが、50年に及びま
す操業を続けて参りました弊社の今回の苦衷を何卒御賢察下さり
まして石炭政策の中で最後の活路を見出さんとする弊社のお願い
を御許可願ります様、特別の御配慮をお願い申しあげます。

御承認を尊ましたなら、その操業の全般につきましては御社の御
方針、御希冀を尊重いたします事はもちろんのこと操業に際しま
しても誠心誠意御社の御指導に従い、いささかも御社に御迷惑を
おかけ致しません事を強くお願ひ申し上げます。

はなはだ御手をお願いで恐縮の至りでございますが何卒弊社の苦
しい事情を御賢察下さりまして特別の御配慮を御許可いただ
けます様、伏してお願ひ申し上げます。

敬 具

瀬浦地区(採掘区)へ変更
お願ひ租款区内容表

租款区郡	区域	取立炭層名	租款区 面積	取立 年月日	期限満 了年月日	備 考
租 登 新 614号	A	上部炭層(有標)	7-6	昭和33 年11月 22日	昭和45 年11月 22日	昭和58年 11月22日 56年の 期間延長 不可
		(但し杉谷上二尺層除く)				
		下部炭層(燐石)	2,258			
	B	上部炭層(有標)	1,076			
		(但し杉谷上二尺層除く)	5,336			
租 登 新 687号	A + B	上部炭層(有標)の内 杉谷上二尺層のみ	4,336	昭和35年 11月11日	昭和45年 11月22日	同上
租 登 新 754号		下部炭層(燐石)	2,455	昭和36年 1月17日	昭和45年 1月17日	
租 登 第 755号	C	下部炭層(燐石)	1,725	昭和40 年 5月 26日	昭和43 年 5月 31日	
	D	上部炭層(有標)	846			
	計		2,571			
租 登第 755 号増加区域		下部炭層(燐石)	549			申請中
租 登第 755 号二次区域		上部炭層(有標)	326			申請中

備考

上部炭層 (有標)	杉谷上二尺層	下部炭層 (燐石)	幅五尺層
	杉谷下二尺層		下二尺層
	杉谷本層		土間八尺層
	三三層		海軍八尺層

租鉦権區域の掘進増區による
採掘権鉦區に変更の御願圖



共同石灰 日吉鉱業所
株式会社

租鉱権區域の掘進増區による
採掘権區域に変更の御願圖

縮尺五分之一

変更租礦區域
採巻ノ號

共同石灰 日吉礦
採巻ノ號

増進増區(採掘區域)へ変更
御願い 租礦区域表

租巻採巻号	区域	設定成層名	採掘区 新採	設定 年月日	期限満了 年月日	備 考
租巻 第60号	△	上層成層(砂) 下層成層(砂)	2280	昭和18年 11月22日	昭和20年 11月22日	昭和18年~19年 21年~期限満了
計		上層成層(砂) 下層成層(砂)	1276 4830			期限満了 不可成
租巻 第407号	△	上層成層(砂) 下層成層(砂)	4085 4339	昭和18年 11月22日	昭和20年 11月22日	全 上
租巻 第259号	△	下層成層(砂)	2165	昭和18年 11月22日	昭和20年 11月22日	
租巻 第255号	△	下層成層(砂) 上層成層(砂)	1325 806	昭和18年 8月24日	昭和19年 3月31日	
租巻第255号 増加採巻	△	下層成層(砂)	509	2477		申請中
租巻第244号 二次採巻	△	上層成層(砂)	326			申請中
備 考		上層成層(砂) 下層成層(砂) 二次成層(有埋)		採掘区(砂) 採掘区(砂) 採掘区(砂)		期限満了 不可成 期限満了 不可成 期限満了 不可成

石河下山石灰採
採巻ノ號

第一基成層
採巻ノ號

成層内訳

採巻	成層	採巻	成層	採巻
竹谷青層	第一成層	第一成層	第二成層	第三成層
木層	第一成層	第一成層	第二成層	第三成層
下層成層(砂)	第一成層	第一成層	第二成層	第三成層

御願区域



(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

昭和
年
月
日

昭和42年7月14日

三井鉱山株式会社
社長 倉田 勇 人 殿

大同石炭鉱業株式会社
社長 入 交 太 長 様

株式会社津生鉱業所鉱区内の租飲区の指定
地区による採掘権譲渡へ変更お願ひ書

謹啓 同様のところ御社はますます御隆昌の程、心よりお喜び申し
あげます。

弊社高瀬鉱業所、日吉鉱業所ともに御社の一方ならぬ御援助、御
指導により石炭産業界の発展期にかかわりませす、今日まで経営
存続できました事を厚く御礼申しあげます。

お蔭様にて高瀬鉱業所は約年末統括に伴います閉山を平穏期に迎
える事ができてまして、現在日吉鉱業所の経営に全力を傾注いたし
ております。昨年末審議されて参りました石炭政策の実施が日吉
深瀬の運命を決するものと万全の努力を払つて参りましたが、そ
の後の情勢は現在弊社が津生鉱業所より御認可いただいております
租飲権の形式では石炭政策の重要であります坑道掘進ならびに
弊社にとりきめて重大な課題の合理化閉山を中心とした異常
炭層層代りの適用が除外されます事が明白となり苦慮いたして参
ります。石炭政策の全面適用を受けます事により戦後の活路を見
出し、長年の培れた労使の協力と技術を生かす事により、筑豊炭
田の石炭に結びついた従業員700名の生活の賜を確保する事に



企業存続の価値を見出し政策実施の一日も早やからん事を切望いたしておりました。政策の適用を受ける事により企業存続の可能性を信んずるだけに苦慮いたしております。

以上のごとき実情の下に今回株式会社浦倉製菓所の買収業に賛成をなされれば、現在の旧飯区を旧浦田地区によります新飯区へ変更をお願いいたしました。

これにより石炭政策の適用を受ける様にいたしたい所存でございます。

何卒、弊社の苦衷を御察察下さしまして御許可いただけます様、御時宜のほど伏してお願ひ申し上げます。たびかさなります身勝手なお願ひで申しわけございませんが、弊社にとりまして死傷を耐せられる問題であり、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

もし、御許可いただけますれば、これが操業には貴社の御方針に従ひ、誠心誠意御社の御指導を守り、いささかも御社に御迷惑をおかけいたるぬ事を固くお承り申しあげます。

弊社の実情を御察察下さしまして特別の御設備を願ひ御許可いただけます様、伏してお願ひ申し上げます。

敬 具



